平成２２年（フ）第４３号
徳島県三好市池田町マチ2354番地１　東町アパート１号
債務者　矢野　敏昭（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１１７号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2506番地　芝アパート１号
債務者　鈴木　武士
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１６９号
福岡県飯塚市長尾653番地６
債務者　和田ミチ子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１０２号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目11番３―202号
債務者　山本　恵美
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３５号
北九州市八幡西区浅川町８番22号　103
債務者　山方　義見
１　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７８号
福岡県中間市中央４丁目４番29号　谷口けい子方
債務者　福浦　淳一
１　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６１号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地
債務者　永木るり子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６３０号
大分県別府市平田町10番21号　ウエルス別府103号
債務者　槇　　祐巳
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６３１号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｆ―302
債務者　宇都宮　明
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６４０号
大分市寺崎町１丁目８番28号　グランディ野上202
債務者　安部美奈子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１３号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅194棟１号
債務者　橋口　俊一
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１４号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅194棟１号
債務者　橋口　知子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
沖縄県国頭郡本部町字伊野波15番地
債務者　金城　光枝
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５１号
沖縄県名護市大北３丁目１番72号
債務者　渡具知フミ
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５２号
沖縄県名護市字宮里1480番地８　ゼンポ住宅３―Ｃ
債務者　赤平　　錦
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５５号
沖縄県名護市大西４丁目16番15―301号　内間アパート
債務者　仲地真由美
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５６号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田889番地の２
債務者　大城理恵子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部